

中世 4 中世の土地制度の実況中継④ 御成敗式目

鎌倉幕府の衰退にも、開墾による所領拡大の限界が関与しているとみられている。

NO10 古代～中世の土地制度 早稲田（法）2017

開墾による所領の拡大は、成立期における中世の武家社会を動かす重要な要因の一つであった。武士たちは、その黎明期から、軍事だけを仕事としていたわけではなかった。農地経営者であり、開墾を行いやがて一定地域を支配する開発領主となる者も現れた。彼らは、朝廷によって a 墾田の私有が制限されるなかで、手に入れた農地を実質的に支配するために、工夫を余儀なくされた。所領が b 公領として扱われることを前提に、在庁官人となって国衙の行政に参加するという方策をとる者もいた。

問1 下線 a について。政府の掌握する田地を増加させることを目的に 743 年に発布されたが、結果的に貴族や寺社の私有地拡大を進める契機となった法令は何か。漢字で記せ。

正解→墾田永年私財法

問2 下線 b にいう公領は、当時、受領によって支配されるようになっていた。受領に関する説明として正しいものはどれか。2つ選べ。

- あ 受領は国司の最上席者である。→任国に赴いた国司の最上席者は受領と呼ばれた。
- い 受領は、在庁官人の最上席者である。✖
- う 受領は、公領や荘園の現地支配者である。✖ 荘園は荘官
- え 受領は、田堵に田地の耕作を請け負わせた。○
- お 受領は、田所や下司を指揮して耕作を行わせた。✖ 下司を指揮したのは荘官

正解→あ・え。

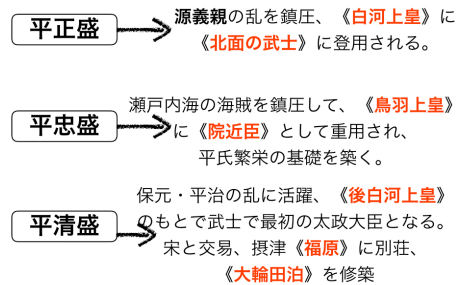
鎌倉時代になると、御家人の奉公とひきかえに将軍が御恩を与える封建制度が確立された。

御恩には、成功などの功績のある御家人に新たな所領を与える【A】もあったが、それだけでなく、御家人が父祖から受け継いだ所領や新たに開墾した土地を本領として確認し支配権を保障する本領安堵も、重要な御恩であった。開墾などによって代々獲得してきた所領を荘官として支配してきた武士が、その支配を続けるために御家人となることも多かったのである。

もともと、鎌倉時代の土地支配は、幕府による一元的支配であったわけではなく、公武による二元的支配であった。

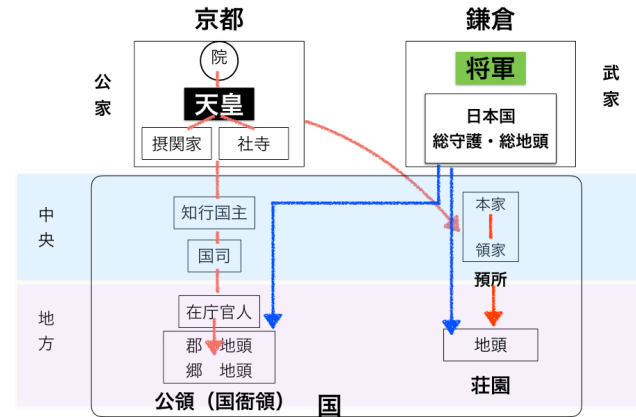
朝廷や貴族・大寺社によって支配されてきた公領と荘園が残る中、幕府も、公領の知行国主や荘園の本家・領家として広大な土地を支配していたのである。

本領安堵は、おもに幕府が【B】ことで、御家人による所領の支配を認める方法がとられた。幕府が【B】ことができる範囲は、当初、関東御領となった平家没官領を中心とする謀反人の所領に限られていたが、【C】の後に全国化した。



荘園公領制

国内は→郡・郷・保・荘などの行政区画で構成される。郡司・郷司・保司や下司などは、もともと開発領主である。



源平の合戦以後

荘園は川のそばに築かれる田である。名古屋市の富田荘は元々11世紀後半、藤原忠実が荘園領主になっていた。源平の合戦により、平家の現地管理権を没収し、北条義時が地頭となった→これを《新恩給与》と言う。義時は地頭代を派遣して地頭の仕事を代行させる。その後、北条氏が地頭を代々務めていた。北条時宗の時に円覚寺に地頭職を寄進し、円覚寺が地頭代を派遣した。このため、円覚寺に荘園絵図が伝わっている。

地頭の直営地→《佃》という。収穫は全て地頭のもの。下人・所従が耕作する。承久の乱後、幕府権力の伸長を背景に、現地に根をおろした地頭は、荘園領主に年貢を納めなかったり、奪い取ったりといった行為をしきりに行うようになります。当然、これは荘園領主と地頭とのあいだの争いを招きます。執権政治の時期に、幕府が公平な裁判制度の確立に努めたのも、こうした事態に対応しようとしたからだった。公武二元支配を典型的に示した史料が次の問題である。

NO11 式目制定の趣旨- 執権北条泰時の書状 早稲田（商）2008

「さてこの式目をつくるにあたっては、何を本説として注し載せたのかと、人々がさだめて非難を加えることもありましよう。まことにこれといった本文に依拠したということもありませんが、ただ道理の指し示すはねども、たゞ ① どうりのおすところを記され候者也。…かねて御成敗のありかたを定めて、人の身分の高下にかかわらず、偏りなく裁定されるように、子細を記録しておいたものです。

早慶への日本史

この状は、法令の教えと異なる箇所も少々ありますが、(中略)もっぱら…**武家**の人への計らいのためばかりのものです。これによって **京都** の御沙汰や、**律令** のおきては少しも改まるべきものではありません。およそ、法令の教えは尊いものですが、武家の人や民間の人々には、それを。…うかがい知っている者など、百人千人のうち一人二人もおりません。(中略)京都の人々が非難を加えることがありましたなら、こうした趣旨を心得た上で、応答してください。」

九月十一日

武蔵守

駿河守殿

問1 ①の空欄に入る語句を記せ (センター) → **どうり**

問2 ②の空欄に入る語句を記せ → **京都**

問3 ③の空欄に入る語句を記せ → **律令**

問4 武蔵守は誰で駿河守は誰か (早稲田大商学部 2008) → **泰時・重時**

問5 駿河守は鎌倉極楽寺との深い関わりでも知られるが、同寺の興隆のために活躍した僧侶は誰か。→ **忍性** 重時は晩年を極楽寺で過ごし忍性を招いた 早稲田大商学部やるな～

荘園領主と地頭の争い 要点は2つ。

【**地頭請**】とは荘園領主から地頭が、荘園管理を一任され、**定額の年貢納入を請け負う**こと。これによって、荘園領主の現地に対する権利は弱体化した。

【**下地中分**】下地中分とは、荘園領主と地頭が→**土地そのものを分割**し、それぞれの土地・農民の支配権を認め合うことをいいます。当事者間の示談による場合=(**和与中分**)と幕府の命令による場合とがあります。

こうして幾重にも一つの土地に重なり合っていた荘園制に風穴を開けたと言っていいでしょう。こうして地頭は、→**荘官**として現地を管理する存在から、現地の土地と農民を直接支配 (**二円支配**)する領主へと、その姿を変貌させていくのです。

御成敗式目の制定

承久の乱後、六波羅探題に就任した北条泰時は、父の没後鎌倉へ帰り「**執権**」の地位を継ぎます。叔父の時房が執権を補佐する「**連署**」に就任します。そして泰時は有力御家人によって構成される「**評定衆**」を設置し、執権・連署が主導する合議体制を整備し→「**執権政治**」が確立します。そして、それを象徴する事業が「御成敗式目」の制定です。「道理」と頼朝以来の「先例」を根拠に、当時、山積みしていた訴訟の基準を決めて、幕府の裁判の公平で安定したものにしようとするものです。

御成敗式目の内容

3条 (守護の任務) →「右大将家」(＝頼朝)の時に定められた「大番催促」、「謀叛・殺害人の逮捕」。それ以外に関与して、「国司」の邪魔をしてはいけない。

8条 (知行年紀法) →20年以上、「当知行」(＝実際、有効にその土地を支配している状態)が放棄されていた土地については、どんな理由があろうとも、「大将家」(＝頼朝)の時の例のように、現在の支配者の権利が認められる。言い換えれば、20年以上支配が続いた場合は、元の所有者がそれを取り戻そうとしても認めない。

18条 (親の悔返し権) →いったん娘など「女子」に与えた所領をその後、親が取り返す(＝「悔返し」)ことができるかどうかについて。「法家」(＝法律の専門家)のなかにそれを認めないとする意見もあるが、鎌倉幕府の御家人に関する訴訟の場合は、親の悔返しを認めることとする。

Pain is inevitable Suffering is optional

23条 (女性による養子と相続) →女の御家人 (鎌倉幕府の御家人は女性でもかまわなかった)が、養子を迎えて所領を相続させることを認めるかどうか。「法意」(法律の専門家の意見)によれば女子による養子相続は認められない。しかし、「大将家」のころから、(鎌倉の武家社会では)女子の御家人による養子を迎えての相続は広く認められてきた。そこで、幕府の御家人を対象とする裁判では「**女人養子**」は**正当なものとして認めることとする**。大事なのは「法意」「法家」という語句です。これは武家の法ではなく公家の法です。

- ・ **公家法** →律令の系統の法・「新制」と呼ばれる朝廷の法令や「宣旨」などで示される法
- ・ **本所法** →巨大な「荘園領主」などが、その支配下にある荘園の内部を自ら支配するための法
- ・ **武家法** →鎌倉幕府などの武家の制定する法・「御成敗式目」やその他の「式目追加」

前のページで出題された「北条泰時消息文」で示されているように「御成敗式目」は「京都」(＝公家政権)の法や裁判を否定したり、それに干渉するものでなく、あくまでも、**鎌倉幕府における、御家人にかかわる裁判を対象としたもの**とされているのです。

狙い目

御成敗式目は全部で何条か? 604年の憲法十七条✖3です。

憲法十七条→「御成敗式目」→「建武式目」→「禁中並公家諸法度」

17条 17✖3=51 箇条 17 箇条 17 箇条

NO12 御成敗式目 早稲田 (商) 2008

次の史料を読んで下記の設問に答えよ。正解は1つである。

さて**イ**この式目をつくるにあたっては、何を本説として注し載せたのかと、人々がさだめて非難を加えることもありません。まことにこれといった本文に依拠したということもありませんが、ただ道理の指し示すはねども、たゞ① **どうり**のおすところを記され候者也。

□駿河守殿

問A 下線部イは何箇条から成るか。

1. 50 箇条 2. 51 箇条 3. 52 箇条 4. 53 箇条 5. 54 箇条

正解→2、51 箇条

問B 下線部ロの人物は、史料Iを記した人物の弟で当時六波羅探題であった。下線部ロの人物は誰か。

1. 北条時房 2. 北条時頼 3. 北条重時 4. 北条泰時 5. 北条義時

正解→

問C 下線部ロの人物は鎌倉極楽寺との深い関わりでも知られるが、同寺の興隆のために活躍した僧侶は誰か。

1. 一遍 2. 叡尊 3. 日蓮 4. 忍性 5. 明恵

正解→4、忍性。

問D 下線部イに関して誤っている記述はどれか。

1. 武家社会の慣習・道徳に基づいてつくられた。○
2. 源頼朝以来の先例に基づいてつくられた。○
3. 朝廷に対抗することを目指した。✖
4. 武士にわかやすいことを目指した。
5. 室町・戦国時代の武家法にも影響を与えた。○

誤文→4。